

愛川町立小中学校等照明 LED 化 ESCO 事業  
公募型プロポーザル

選定基準

令和8年6月

愛川町教育委員会 教育総務課

# 愛川町立小中学校等照明 LED 化 ESCO 事業 公募型プロポーザル選定基準

## 1. 評価方法

---

本業務を実施する事業者の決定は、本プロポーザル参加者から提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、優先交渉権者の選定を行う。

### (1)公募型プロポーザル方式

本プロポーザル方式では、応募のあった企画提案書等について、次の手順により最優秀提案事業者を選定し、優先交渉権者を決定して契約を行う。契約方法は随意契約とする。

#### ① 提案書等の確認等

提出された企画提案書等が指定されている内容等に合致し作成されているか確認する。この結果、提案書に不足・不備等がある場合は無効又は失格とする。

#### ② 提案審査

企画提案書の評価及び審査は、次の方法により行い、優先交渉権者を選定する。

なお、審査員については、教育次長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ・文化振興課長、教育総務課職員の計5名で審査にあたるものとする。

(※5名の配点の合計は500点)

#### ア 提案内容の得点化

企画提案書の内容について、評価項目ごとに評価し、得点化を行う。

#### イ 提案価格の得点化

見積金額について、提案上限額に対する割合により得点化を行う。

#### ウ プレゼンテーションの得点化

プレゼンテーションの内容について、評価項目を用いて得点化を行う。

#### エ 総合評点の算出

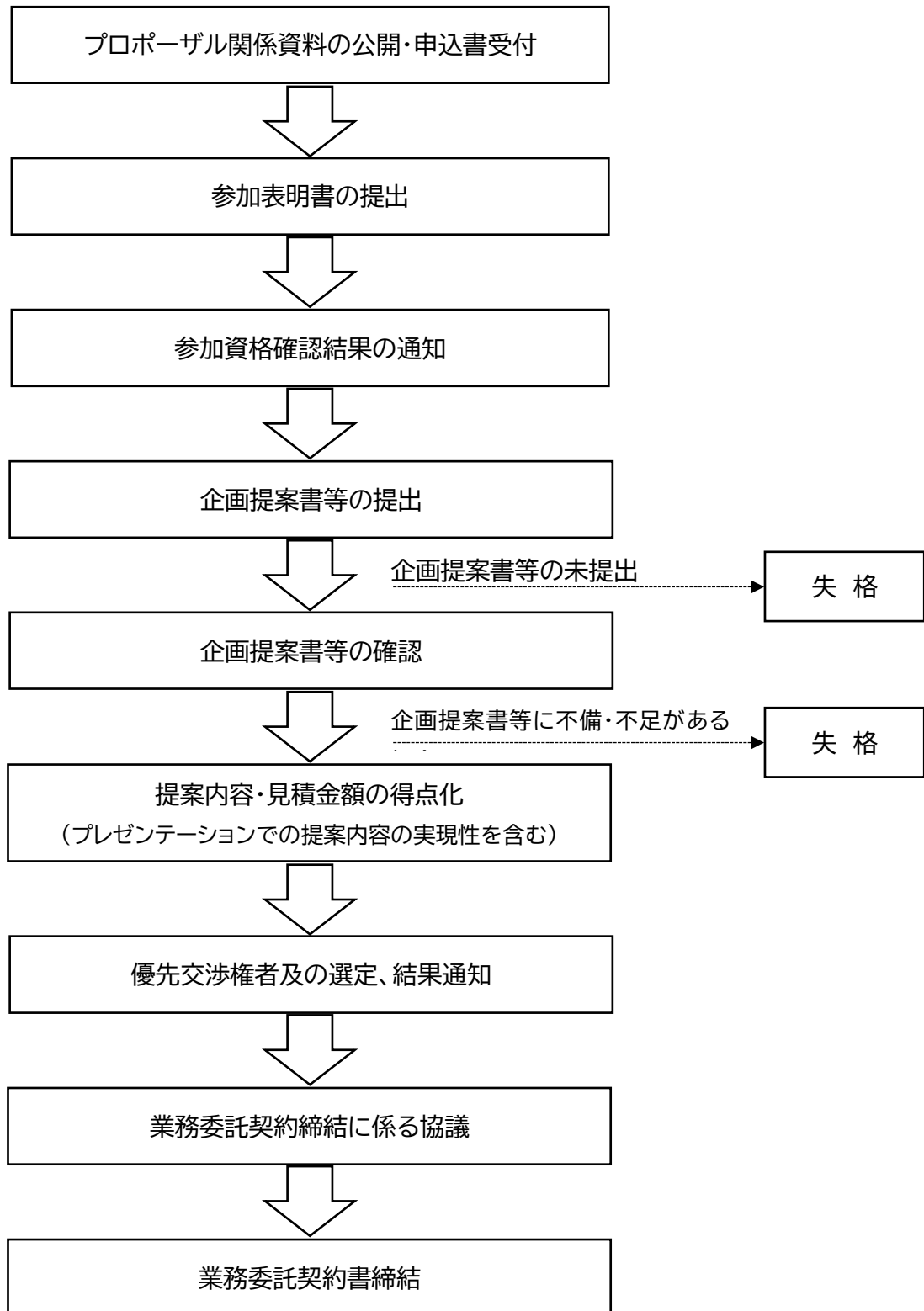
企画提案書及びプレゼンテーションに関する審査により算出された評価項目ごとの点数及び見積書による提案価格の点数を合計し、総合評点を算出する。

#### オ 優先交渉権者の選定

総合評点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

(2)選定の流れ

公募開始から契約締結までの流れは、次のとおりです。



---

## 2. 企画提案書類の確認等

---

### (1)確認の方法

提案書類の内容が、評価項目の内容を満たしていることを確認する。この結果、評価項目を満たさないことが確認された場合は失格とする。

### (2)確認の項目

#### ①提案書の確認

- ア 提出された企画提案書が指定されたとおり全て揃っていること。
- イ 提出された企画提案書が指定された様式を使用していること。
- ウ 企画提案書の綴り方について、実施要領「12企画提案書の提出(4)」に示した順序になっていること。
- エ 同一事項に対する2通り以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

#### ②見積書の確認

- ア 記載された価格が、指定の提案価格の上限額以下であること。
- イ 指定された記載方法や指示事項に合致していること。

---

## 3. 評価項目及び配点

---

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目についてそれぞれ評価し、評価点を算出する。評価点数の合計が満点の6割(300点)に満たない場合は、失格とする。

評価点が最高点となった参加者が複数の場合は、次の順序により優先交渉権者を決定する。

- (1)技術提案の評価点が高い者
- (2)サービス料の評価点が高い者
- (3)省エネルギー効率の評価点が高い者

評価項目及び配点については、次ページのとおりとする。

「審査項目及び評価内容」

評価項目		評価の視点	配点	主な評価様式
基本事項	事業実績	・過去5年間における ESCO 事業または照明設備 LED 化事業の事業実績	10 点	様式第4号 様式第5号
財政面	サービス料	・見積書金額に対する価格評価 (提案上限額に対する割合)	15 点	様式第 11 号 様式第 12 号
	削減保証料	・見積書金額に対する削減保証基準額の割合	15 点	様式第 13 号
環境面	省エネルギー効率	・省エネルギー・温室効果ガス削減効果の高さ	15 点	様式第 13 号
技術面	技術提案	・使用機器に関する提案 (省エネ効果の高さだけでなく、部屋ごとの照度・照度分布、生徒及び教員に配慮したグレア制御などの提案) ・設置場所等に関する提案 (黒板照明の設置など、快適な学習環境への提案、照明器具の固定方法の提案など) ・その他、独自性や特殊なノウハウ、優れた提案	20点	企画提案書による
	施工・スケジュール管理	・詳細調査や施工における実施期間の短縮や実施日数を減らす工夫等 ・施工における安全性の確保(実施要領や関係法令に定めのない管理体制や教育体制) ・資材置き場の選定	10 点	
	維持管理計画	・エネルギー削減効果の検証方法について、本事業の趣旨を踏まえて適正に行えること ・契約終了後、本町が維持管理するためのポイントが明確であり、引継ぎが容易であること ・照明器具の不点灯時及び緊急時に、迅速かつ確実に対応できる体制	10 点	
その他	町内経済への貢献	・照明器具設置における町内事業者の活用 (設置の全部に活用・一部に活用・活用なし)	5 点	
合計			100 点	

